

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

令和4年度

母子父子寡婦福祉資金貸付制度とは

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

貸付けが自立の手助けになると判断され、償還(返済)の計画が立てられる方が対象です。
資金を借り受けた方の償還金が、次のひとり親家庭の方への貸付の財源となりますので、必ず償還してください。
滞納が生じれば違約金の徴収、一時償還、法的措置の対象となります。

貸付対象者

① 母子家庭の母、父子家庭の父

＜母子家庭の母、父子家庭の父とは？＞

配偶者と死別した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子及び次に該当する女子または男子

- * 離婚した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子
- * 配偶者の生死が明らかでない女子または男子
- * 配偶者から遺棄されている女子または男子
- * 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることが出来ない女子または男子
- * 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
- * 前各号に掲げる者に準ずる女子または男子であって政令で定めるもの(配偶者が拘禁されている女子または男子、未婚の母または父)



—母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項、第2項—

② 寡婦

＜寡婦とは？＞

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

—母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項—

③ 40歳以上の配偶者のない女子(婚姻をしたことのない独身の方は含みません。)

④ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童(20歳未満)

(就学支度資金・修学資金・就職支度資金(児童に係るものに限る。))・修業資金の貸付に限ります。)

貸付要件

- ◆ 兵庫県内(神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市を除く)にお住まいの方
- ◆ 原則として、連帯保証人1名(別世帯となる親族か親類で、保証能力のある方)
- ◆ 児童の福祉、世帯の自立助成につながり、償還が達成できる見込みがあること



◆◆◆注意事項◆◆◆

- ① 寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方は、災害等特別の事情がある場合を除き、前年度の所得が2,036,000円を超えると貸付対象外となります。
- ② 修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、親が借受人になる場合は、お子さんも連帯借受人となり、借受人とともに返済の義務を負います。
- ③ 修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付けで、お子さんが借受人になる場合は、原則として、親が連帯保証人となる必要があります。
- ④ 高等教育の修学支援新制度に採用が見込まれる場合は、新制度支援額を控除して貸し付けます。貸付後に新制度に採用された場合は、貸付額の減額や支援額の一括償還が必要となる場合があります。
- ⑤ 申請者がすでに経済的自立を達成している場合や、租税公課の滞納がある場合等、貸付けができない場合があります。

兵庫県

資金の種類と金額

別表1「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」、別表2、別表3をご確認ください。

相談・申し込み方法

市にお住まいの方は市福祉事務所、町にお住まいの方は町役場福祉担当又は県健康福祉事務所へご相談ください。

母子・父子自立支援員等がご相談に応じます。

審査には時間がかかります。
お早めに余裕を持って
ご相談ください。

申し込みの際に必要な書類
1. 貸付申請書
2. 申請者及び申請者と生計をともにしている者及び連帯保証人の給与証明書 (源泉徴収の写でも可)
3. 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
4. 連帯保証人及び連帯借受人の誓約書
5. 貸付申請者調書
6. 申請者(借受人)、連帯借受人及び連帯保証人の住民票謄本
7. その他、資金に応じ必要な書類(在学証明書、経営診断書など)

※平成28年1月から、貸付申請の際には、借受人のマイナンバーの記入及び本人確認が必要となりました。

【貸付申請までの流れ】

(1) お住まいの市福祉事務所、町役場福祉担当又は県健康福祉事務所に相談。



(2) 母子・父子自立支援員等による面談。

〔 家庭の状況や経済的な状況等、実生活に関わる聞き取りをさせていただきます。
お子さんの進学に係る資金の場合、お子さんへの面談も必要です。 〕



(3) 面談の結果、審査を経て貸付申請を行います。



貸付を受けている方の届出

- ◆ 母子家庭(寡婦)または父子家庭でなくなった場合、各資金の借り主としての資格がなくなった場合、貸付対象の修学を取りやめた場合など、貸付の条件に該当しなくなった場合はすみやかにお申し出ください。届け出なく貸付を受け続けた場合、貸し付けた金額の全部又は一部を一括で返済していただくこととなります。
- ◆ 氏名や住所に変更があった場合には届出が必要です。(償還中も同様です。)
- ◆ お子さんの進学に係る資金の場合、在学中に毎年、在学証明書と生活状況の報告書を提出いただきます。

償還について

- ◆ 原則として月賦償還(毎月払い)、口座振替払(該当月の25日振替)。貸付時に償還口座の登録が必要です。
- ◆ 返済の途中で、残額の全部または一部を繰上げ返済することができます。
- ◆ 支払期日までに納入されなかった場合は、延滞元利金額につき3.0%の違約金が課せられます。支払期日から支払当日までの日数により計算されます。
- ◆ 無理のない借入、償還計画を立ててください。



【別表1】

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

資金の種類	資金使途	貸付対象	貸付限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	高校・大学・大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	月額27,000円 ～183,000円 ※詳細は「別表2」参照	修学期間中	学校卒業後 6ヶ月	20年以内 (専修学校の一般課程は5年以内)	無利子
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	150,000円 ～590,000円 ※詳細は「別表3」参照		学校卒業後 6ヶ月	20年以内 (専修学校の一般課程、修業施設は5年以内)	無利子
就職支度資金	就職する際に直接必要な資金	・母子家庭の母、父子家庭の父または児童 ・父母のない児童 ・寡婦等 ※1	一回100,000円 一括330,000円 自動車購入の場合 230,000円		1年	6年以内	無利子
修業資金	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	月額68,000円 自動車運転免許取得 460,000円※2	5年以内	修業期間終了後 1年	20年以内	無利子
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	月額68,000円 一括816,000円 自動車運転免許取得 460,000円	5年以内	習得期間終了後 1年	20年以内	☆無利子
医療介護資金	医療または介護(医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	・母子家庭の母、父子家庭の父または児童 ・寡婦等	医療・一般：340,000円 医療・特別：480,000円 介護：500,000円		医療介護を受ける期間満了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
生活資金	知識技能を習得している間の生活に必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	技能習得期間中 月額141,000円	3年以内	技能習得後 6ヶ月	20年以内	☆無利子
	医療・介護を受ける間の生活に必要な資金		医療・介護期間中 月額105,000円	1年以内	医療・介護期間終了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
	母子家庭または父子家庭になって7年未満の世帯の生活を安定・維持する間(生活安定期間)に必要な資金		生活安定期間中 月額105,000円 (25万円を限度) 養育費取得 1,236,000円 ※3		貸付終了後 6ヶ月	8年以内	☆無利子
	失業期間中の生活を安定・継続するのに必要な資金		失業期間中(失業後1年以内) 月額105,000円	1年以内	貸付終了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
結婚資金	児童又は扶養する20歳以上の子の婚姻に必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	300,000円		6ヶ月	5年以内	☆無利子
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	補修等・一般：1,500,000円		6ヶ月	6年以内	☆無利子
			新増築・特別：2,000,000円		6ヶ月	7年以内	
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	260,000円		6ヶ月	3年以内	☆無利子

◆ 原則として、連帯保証人が必要です。

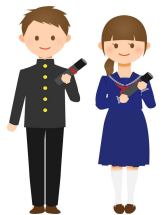
※1 寡婦等とは、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子(婚姻をしたことのない独身の方は含みません。)をいいます。

※2 自動車運転免許取得については直接就労に必要な場合で、高校3年在学時に就職内定などを受けた児童に限ります。

※3 養育費取得(生活資金)については生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用等が対象です。

☆ 修学資金、就学支度資金、就職支度資金(児童に係わるものに限る。)、修業資金に関しては無利子ですが、それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子(1%)です。

事業開始資金、事業継続資金については、事業に係るリスクがかえってひとり親家庭等の自立の妨げになるケースが多いことから、当面の間、新規貸付を行わないこととしています。



【別表2】
修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(単位：円)

学校種別	通学形態	学年別		1年	2年	3年	4年	5年
		自 宅	自 宅 外					
高等学校	国公立	自 宅		27,000	27,000	27,000		
		自 宅 外		34,500	34,500	34,500		
専修学校(高等課程)	私 立	自 宅		45,000	45,000	45,000		
		自 宅 外		52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自 宅		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自 宅 外		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自 宅 外		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅		67,500	67,500			
		自 宅 外		78,000	78,000			
	私 立	自 宅		89,000	89,000			
		自 宅 外		126,500	126,500			
短期大学	国公立	自 宅		67,500	67,500			
		自 宅 外		96,500	96,500			
	私 立	自 宅		93,500	93,500			
		自 宅 外		131,000	131,000			
大学	国公立	自 宅		71,000	71,000	71,000	71,000	
		自 宅 外		108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自 宅		108,500	108,500	108,500	108,500	
		自 宅 外		146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程			132,000	132,000			
	博士課程			183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)				51,000	51,000			

【別表3】
就学支度資金貸付限度額一覧表

(単位：円)

学 校 種 別		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
高等学校 専修学校(高等課程) *専修学校の一般課程は国公立の金額	国公立	150,000	160,000
	私 立	410,000	420,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	410,000	420,000
	私 立	580,000	590,000
大学院	国公立	380,000	380,000
	私 立	590,000	590,000
修業施設※ *厚生労働大臣等が認める施設のみ		272,000	282,000

※中学校卒業者が修業施設に入所する場合は、「高校・専修(高等・一般)」に準じて取り扱います。

※年収がおおよそ900万円を超える方については、上記と異なる限度額が設定されています。個別にお問い合わせください。

注)

別表に記載の金額は「限度額」です。貸付の決定にあたっては、実際に必要となる経費等を確認したうえで、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

お子さんに関する資金の貸付パターン

◎児童が借受人

【借受人】 児童
【連帯保証人】 親(第三者)

◎親が借受人

【借受人】 親
【連帯借受人】 児童
【連帯保証人】 第三者

高等教育の修学支援新制度に採用され、入学金・授業料の減免や給付型奨学金の支給を受けることとなる場合

原則として、母子父子寡婦貸付金の貸付額から支援相当額を控除します。

一旦貸付を行った後に、学校から授業料等の還付があったり、給付型奨学金の給付があった場合には、原則として支援相当額を一括償還する必要があります。

お問い合わせは下記まで

注) 神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市は、それぞれの市が貸付主体となっておりますので、お住まいの市役所又は区役所に直接お問い合わせください。

居住区域	担当課	電話番号	居住区域	担当課	電話番号	居住区域	担当課	電話番号
芦屋市	子育て推進課	0797-38-2045	相生市	子育て元気課	0791-22-7175	猪名川町	宝塚健康福祉事務所	0797-61-5176
伊丹市	こども福祉課	072-780-3518	たつの市	児童福祉課	0791-64-3153	稲美町	加古川健康福祉事務所	079-421-9299
宝塚市	子育て支援課	0797-77-2128	赤穂市	子育て支援課	0791-43-6808	播磨町	加東健康福祉事務所	0795-42-9360
川西市	こども支援課	072-740-1179	宍粟市	社会福祉課	0790-63-3067	多可町		
三田市	子ども家庭課	079-559-5072	豊岡市	社会福祉課	0796-24-7031	神河町		
加古川市	家庭支援課	079-427-9293	養父市	社会福祉課	079-662-3162	市川町	中播磨健康福祉事務所	079-281-9214
高砂市	子育て支援課	079-443-9024	朝来市	社会福祉課	079-672-6123	福崎町		
西脇市	こども福祉課	0795-22-3111(代)	丹波篠山市	社会福祉課	079-552-7101	太子町		
三木市	子育て支援課	0794-82-0151	丹波市	自立支援課	0795-88-5271	上郡町	龍野健康福祉事務所	0791-63-5136
小野市	子育て支援課	0794-63-1645	洲本市	子ども子育て課	0799-22-1333	佐用町		
加西市	地域福祉課	0790-42-8709	南あわじ市	子育てゆめらん課	0799-43-5219	香美町	新温泉健康福祉事務所	0796-82-3161
加東市	福祉総務課	0795-43-0408	淡路市	子育て応援課	0799-64-2134	新温泉町		